

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 20 日

【令和 8 年 3 月 27 日 訂正版】

【令和 8 年 5 月 25 日 訂正版】

関東地方整備局長 橋本 雅道

相武国道事務所管内道路照明施設整備等
P F I 事業の実施に関する方針

令和 8 年 2 月

国土交通省 関東地方整備局

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2	特定事業の選定方法に関する事項.....	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1	民間事業者の募集及び選定.....	7
2	民間事業者の選定方法.....	7
3	民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール.....	9
4	第二次審査の方法.....	9
5	提出書類の概要.....	10
6	応募者の参加資格要件.....	11
7	競争参加資格確認基準日.....	25
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ...	27
1	事業者の責任の明確化に関する事項.....	27
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	27
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	30
1	事業対象区域に関する事項.....	30
2	本施設の計画に関する事項.....	30
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	31
1	疑義が生じた場合の措置.....	31
2	管轄裁判所の指定.....	31
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	32
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	32
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	32
3	融資機関又は融資団と関東地方整備局との協議.....	33
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	34
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	34
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	34
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	34
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	35
1	使用言語.....	35
2	書類作成に係る費用.....	35
3	実施方針の公表に関する事項.....	35
4	その他.....	36
別紙1	事業対象位置図.....	37
別紙2	道路照明一覧表.....	38

別紙3-1 発注者支援業務等の業務実績に定める業務内容	83
別紙3-2 発注者支援業務等の業務実績に定める業務内容	84
別紙4 リスク分担表.....	85
Summary	91
様式1 実施方針等に関する質問書.....	92
様式2 実施方針等に関する意見書.....	93
別添-1 既存資料閲覧申込及び誓約書	94
別添-1 既存資料閲覧申込及び誓約書（説明事項）	95
別添-2 既存資料閲覧通知書（紙資料）	96

国土交通省関東地方整備局（以下「関東地方整備局」という。）は、相武国道事務所管内（以下「事業対象区域」という。）において、国道道路照明施設の設備更新及び設備維持事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和7年6月4日改正）等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道16号、一般国道20号

② 種類

道路附属物（道路照明）

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 金子 恭之

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 関東地方整備局長 橋本 雅道）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、関東地方整備局が締結することを予定している。

(4) 事業目的

本事業は、平成28年5月13日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『LED等高効率照明が、2030年（令和12年）までにストックで100%普及の実現』に向けて、関東地方整備局相武国道事務所管内の道路照明の設備維持を行

うとともに、未LED道路照明をLED道路照明に更新し、事業期間中引き続き設備維持を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 特定事業の概要

① 事業概要

本事業は、別紙1「事業対象位置図」に示す事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）のうち未LED道路照明のLED道路照明への更新並びに設備維持をPFI法に基づき実施するものである。

② 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

ア 設備更新業務

- a 現地調査
- b LED道路照明灯具の調達
- c LED道路照明灯具への更新
- d 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分
- e 道路照明台帳更新
- f 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き
- g 所有権移転

イ 工事監理業務

- a 工事監理

ウ 設備維持業務

- a 道路附属物点検
- b 照明維持
- c 道路照明台帳更新・管理
- d 照明修繕

③ 特定事業の対象範囲

本事業の対象照明は、別紙2「道路照明一覧表」のとおりであり、各対象照明に対する業務区分は下表のとおりである。

事業工程 業務区分	対象照明	合計 5,950灯 ※	設備更新業務の事業期間区分	
			設備更新期間 (事業契約締結～R11年3月末)	維持管理期間 (R11年4月～事業完了)
設備更新 業務	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
工事監理 業務	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
設備維持 業務	既設LED 道路照明	1,770灯	○	○
	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
	新設LED 道路照明			○

○ : 特定事業が対象とする項目

() 内 : 関東地方整備局が想定する工程期間

※ : 令和8年2月20日時点の灯数

未LED道路照明 : 「本施設」のうち入札公告時点でまだLED化されていない道路照明をいう。

既設LED道路照明 : 「本施設」のうち入札公告時点ですでにLED化されている道路照明をいう。

新設LED道路照明 : 「本事業」の「設備更新業務」によりLED化が完了した道路照明をいう。

(6) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式(O (Operate) + B T O (Build-Transfer-Operate) 方式)で実施する。

民間事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに本施設の設備維持業務を行う(O方式)とともに、事業期間中に未LED道路照明を新設LED道路照明に更新する工事を行い、整備完了後に当該新設LED道路照明の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、本施設(新設LED道路照明を含む。)の設備維持業務を行う(B T O方式)こととする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、関東地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和24年3月31日までの期間（概ね15年間）とする。

(8) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和9年3月頃
新設LED道路照明の完成・引渡し	令和11年3月31日（設備更新期間※1）
事業完了	令和24年3月31日（維持管理期間※2）

※1 設備更新期間は2年間を想定。第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）による工期短縮の提案を可能とする。

※2 既設LED道路照明の維持管理期間は令和9年4月1日から令和24年3月31日（15年間）とする。

新設LED道路照明の維持管理期間は完成・引渡しから令和24年3月31日までとし、※1の工期短縮の提案により、設備更新期間が短縮された場合においても、事業完了の前倒しは行わない。

(9) 事業者への支払

特定事業を実施する民間事業者への支払は以下のとおりである。

① 設備更新業務及び工事監理業務に係る対価

関東地方整備局は、未LED道路照明の設備更新業務及び工事監理業務に係る対価について、新設LED道路照明全ての国への所有権移転後、令和11年度から令和23年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により年1回支払うものとし、工期短縮の提案があった場合においても、支払い開始時期の前倒しは行わないものとする。

② 設備維持業務に係る対価

関東地方整備局は、本施設の設備維持業務に係る対価について、事業契約に従い事業契約書に定める額を年1回支払う。

なお、設備維持業務のうち道路附属物点検に係る対価については、事業期間中に亘って均等に支払う予定であり、照明維持、道路照明台帳更新・管理及び照明修繕に係る対価については、本事業開始以前の実績に基づき予め所定の数量を計上し、毎年度末における当該年度の実績に基づき設計変更（精算）する予定である。

(10) 本事業の実施に関する協定等

関東地方整備局は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

関東地方整備局は、選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す予定である。

② 事業契約

関東地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又は選定事業者（一定の要件を満たす場合）との間で事業契約を締結する予定である。SPC又は選定事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す予定である。

また、一定の要件を満たす場合とは、第2 6（1）④に示す一定の要件を参照すること。

（1 1） 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

（1 2） 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の設備維持業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から設備維持業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を関東地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

2 特定事業の選定方法に関する事項

（1） 選定基準

関東地方整備局は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」（令和5年6月2日改正）等を踏まえ、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

（2） 評価方法

関東地方整備局は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドラインに基づき評価することとし、関東地方整備局自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

関東地方整備局は、(2)に基づき本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、関東地方整備局のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

関東地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35条）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により選定することを予定している。

本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 民間事業者の選定方法

関東地方整備局は、以下に示す手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1）入札公告

関東地方整備局は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、関東地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

（2）質問受付

関東地方整備局は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（3）質問回答

関東地方整備局は、質問及び質問に対する回答を関東地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

（4）第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

関東地方整備局は、第一次審査資料を提出した応募者を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

(7) ヒアリング

関東地方整備局は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

(8) 民間事業者の選定

関東地方整備局は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

関東地方整備局は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール

関東地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、民間事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の交付以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日程	実施事項
令和8年2月20日	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和8年2月20日～	関連図書等の閲覧
令和8年2月20日～ 令和8年3月13日	実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和8年3月27日	実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答の公表
令和8年5月頃	特定事業の選定の公表
令和8年7月頃	入札公告・入札説明書等の公表・交付
令和8年7月頃	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和8年9月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第1回）
令和8年9月頃	第一次審査資料（入札参加表明書等）の受付
令和8年10月頃	競争参加資格確認結果の通知
令和8年10月頃	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和8年11月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第2回）
令和8年12月頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付
令和9年1月頃	選定事業者の公表
令和9年2月頃	基本協定の締結
令和9年3月頃	事業契約の締結

4 第二次審査の方法

(1) 有識者委員会の設置

関東地方整備局は、民間事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員により構成される「関東地方整備局道路照明LED化に関するPFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国はその経過及び結果を公表する。

氏名	所属等
小澤 一雅	政策研究大学院大学
勝地 弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院
難波 悠	東洋大学大学院 経済学研究科公民連携専攻
前田 博	前田博法律事務所
山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科

(五十音順、敬称略)

(2) 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、①から⑤に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 事業の実施方針及び実施体制
- ② 資金調達及び収支計画
- ③ 設備更新計画
- ④ 設備維持計画
- ⑤ その他

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

(3) 民間事業者の選定

関東地方整備局は、有識者委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

5 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、入札参加表明書類及び競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び①から⑤に掲げる事項を主な内容として含む第二次審査資料の提出を求めることを予定している。

- ① 事業の実施方針及び実施体制に関する提案
- ② 資金調達及び収支計画に関する提案
- ③ 設備更新計画に関する提案
- ④ 設備維持計画に関する提案
- ⑤ その他に関する提案

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認めるときは、関東地方整備局は、当該提出書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外については使用しない。民間事業者の選定後、選定に至らなかった応募者の提出書類につい

て返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

関東地方整備局は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については関東地方整備局と各応募者との間で協議する。

6 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第1. 1 (5) ②に掲げる業務及び事業マネジメント業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループで参加する場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

応募企業で参加する場合は、その企業を代表企業とする。（以下、代表企業には応募企業を含む。）

③ 応募企業又は応募グループは、事業契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。

④ 代表企業は、下記アからウまでの要件を全て満たすこと。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が下記アからウまでの要件を満たす場合はSPCを設立しなくてもよい。この要件を満たしSPCを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

ア 直近期が債務超過でないこと。

イ 経常損益が直近3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

【SPCを設立する場合】

応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

a 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する

企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

b 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

c 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

【SPCを設立しない場合】

応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

a 代表企業：構成員を代表し入札手続きを行う者

b 構成企業：代表企業以外の構成員

ただし、SPCを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。

- ⑤ 入札参加表明書の提出時には構成員全てを明記し、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。
- ⑥ 上記③SPCの設立において、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
- ア 代表企業及び構成企業は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
- ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、関東地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ⑦ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1.1(5)②に掲げる業務及び事業マネジメント業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が第1.1(5)②アに掲げる設備更新業務のうち、cのLED道路照明灯具への更新と第1.1(5)②イに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、第1.1(5)②イに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、(4)の要件を満足すること。
- ⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、

構成企業又は協力企業でないこと。

- ⑩ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑪ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86条）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（bにおいて同じ。））と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（bにおいて同じ。））の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ハ) 会社法第2条第15条に規定する社外取締役

(ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会

社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- エ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- エ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２） 応募者共通の参加資格要件

代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号、令和2年12月25日国会公契第22号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務を受注した企業あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑦ 有識者委員会の委員が属する組織又はその組織と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、（１）⑩に同じ。

(3) 設備更新企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1.1(5)②アに掲げる設備更新業務を実施する者(以下「設備更新企業」という。)は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。また、設備更新業務のうち同アbに掲げるLED道路照明灯具の調達のみを実施する者はこの限りでなく、次の⑤の要件を満たせば良いものとする。ただし、設備更新業務に係る新設LED道路照明の所有権移転については、代表企業、構成企業又は協力企業が実施するものとする。

- ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度「電気設備工事A等級またはB等級」の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- ② 平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

ア 夜間工事を含む道路照明灯(現道上に設置された連続照明、局部照明をいう)を設置した工事又は灯具を交換した工事であること。

イ 供用中の道路を規制(路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行止め、のいずれかを指す)して行った工事であること。

上記ア、イは同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

- ③ 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、本事業の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- ④ 現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本事業に専任で配置できること。また、本事業は事業者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

なお、申請書に記載する主任(監理)技術者の氏名に旧氏(旧姓)を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

・公的な証明書

- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

ア 配置予定技術者の資格等

主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
- 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
- 国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
- 本事業の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
- 建設業法第15条第2号ハで定める者。

イ 配置予定技術者の工事経験

- 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した上記(3)②ア、イに掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異職種建設工事共同企業体については適用しない。））

上記ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- 監理技術者にあつては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。
- 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

- d 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。
- e 監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか受注者の責によらない理由により工期が延長された場合等における監理技術者等の途中交代については、「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について」（令和5年3月30日付け国会公契第48号、国官技第389号、国営計第186号）に基づき、適切に対応する。
- ⑤ 設備更新業務のうち第1. 1（5）②アbに掲げるLED道路照明灯具の調達のみを実施する者は、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、以下のとおり。

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
関東地方整備局 総務部 契約課 調査係
電話：048-601-3151 内線：2521

（4）工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1. 1（5）②イに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格

の再認定を受けていること。)

- ② 平成 23 年度以降に元請けとして完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した発注者支援業務（注 6）、公物管理補助業務（注 7）、CM 業務（注 8）、PFI 事業技術アドバイザー業務（注 9）、土木設計業務（注 10）、調査検討・計画策定業務（注 11）、管理施設調査・運用・点検業務（注 12）（注 8 から 12 については別紙 3-1 及び 3-2 を参照。）

（注 1）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に示す以下のものをいう。

- ・ 国際空港（株）：新関西、成田
- ・ 高速道路（株）：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業（株）
- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、
日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・ 独立行政法人
空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条から第 3 条に示す独立行政法人を含む）
- ・ 国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団
- ・ 国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注 2）「地方公共団体」とは地方自治法第 1 条の 3 に規定する以下のものをいう。

- ・ 普通地方公共団体
都道府県、市町村
- ・ 特別地方公共団体
特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

（注 3）「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

(注5) 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

(注6) 「発注者支援業務」とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙3-1を参照。

(注7) 「公物管理補助業務」とは、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙3-1を参照。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a 技術士（総合技術監理部門：建設の各科目又は電気電子の各科目）
- b 技術士（建設部門又は電気電子部門）
- c 一級土木施工管理技士又は一級電気工事施工管理技士
- d 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- e (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)
- f R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(※1)（技術士部門と同様の建設部門又は電気電子部門に限る。）

※1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認

定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 次の a または b の実績（平成 23 年度以降公示日までに完了した業務）を有する者。

a 国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した土木工事又は電気通信設備工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）。)

b 国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業（注 8）が発注した CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計又は電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事又は電気通信設備工事における監理技術者又は主任技術者の業務

（注 8）「大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業」とは、電力会社、電気通信会社等をいう。

（注 1～5）の説明は 6.（4）②と同じ。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

ウ なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

エ 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。

申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は申請書と同様の扱いとする。

オ 手持ち業務量

a 配置予定管理技術者は、入札公告時現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和 9 年 3 月 31 日以前と

なっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。)が5億円未満かつ10件未満の者であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。)となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

入札公告時現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額については5億円未満を2.5億円未満に、件数については10件未満を5件未満にするものとする。

b 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件(入札公告時現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。))で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあれば契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を発注者に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から③までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(5) 設備維持企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1.1(5)②ウに掲げる設備維持業務を実施する者(以下「設備維持企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度「維持修繕工事」の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に

定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
なお、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）や地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）が、設備維持企業として本事業の入札に参加することは認めない。

- ② 平成23年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ア 夜間工事を含まず道路照明施設又はトンネル照明施設の維持又は設置した工事であること。

イ 供用中の道路を規制（路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行止め、のいずれかを指す）して行った工事であること。

上記ア、イは同一工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- ③ 次のアからオまでの基準を満たす配置予定技術者を専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

なお、申請書に記載する主任（監理）技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

- ・公的な証明書
- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- a 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を

「電気電子」又は「建設」とするものに限る)) の資格を有する者。

- b 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
- c 国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
- d 本事業の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- e 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る)) の資格を有する者。
- f 建設業法第15条第2号ハで定める者。

イ 配置予定技術者の工事経験

1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した上記(5)②ア、イに掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

ただし、上記ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- ウ 監理技術者にあつては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。
- エ 配置予定技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- オ 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）又

は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号)において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

カ 設備維持業務の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提出した申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で関東地方整備局と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合

②死亡した場合

③被災した場合

④退職した場合

⑤出産、育児、介護の場合

⑥真にやむを得ない理由により転勤となる場合

⑦発注者の責により工期延期となる場合

⑧受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

⑨工事工程上技術者の交代が合理的な場合

⑩契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 10 年 3 月 1 日以前の日より設備維持業務に従事している場合に限り変更を可能とする。(令和 10 年以降は、各年度同様の条件とする)

キ 本事業において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の a から i の要件を全て満たさなければならない。

a 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

b 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

c 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

d 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本事業を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の関東地方整備局が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる

もの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

- e 特例監理技術者が兼務できる工事は東京都・神奈川県内の工事でなければならない。
- f 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- g 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- h 監理技術者が担う業務等について、明らかにすること。
- i 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

本事業の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本事業に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- イ) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
- ロ) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証の写しなど）
- ハ) 特例監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

本事業の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本事業に監理技術者を配置することとなった場合、e～hについて施工計画書へ記載し、提出すること。

本事業において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

(6) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1. 1 (5) ②に掲げる業務以外を実施する企業は、第2. 6 (2) 応募者共通の要件を満たさなければならない。

7 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、入札公告時に示される競争参加資格確認申請書の提出期

限の日とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

関東地方整備局及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙4「リスク分担表」による。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

関東地方整備局及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、関東地方整備局と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、別紙4「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、関東地方整備局及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

関東地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（設計費、工事費及び工事監理費）に相当する合計額の10分の1以上とする。

- ① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の

提供

- ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
- ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（2）事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

関東地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者（以下「選定企業」という。）との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

関東地方整備局は、設備維持業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に設備維持業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき設備維持業務に係る対価を減額することができる。詳細は、入札公告時に示す。

（3）業務の履行の検査等

① 新設LED道路照明の自主検査及び部分使用

事業者は、新設LED道路照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。また、事業者は電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き完了後に「自主検査報告書」を作成し関東地方整備局へ1ヶ月分をまとめて提出し確認を受けた後、設備維持業務へ移行する。それまでの間、事業者は新設LED道路照明が正常な状態で使用できるよう保守管理すること。

② 新設LED道路照明の完工確認検査

関東地方整備局は、未LED道路照明の全てのLED化が完了した後に、会計法第29条の11第2項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

関東地方整備局は、完工確認検査の結果、新設LED道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、事業者は新設LED道路照明の所有権を国へ移転するものとする。関東地方整備局は、設備更新業務に係る対価を令和11年度から令和23年度末まで

の間支払う。

③ 設備維持業務の検査

関東地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査（完了検査）を行い、設備維持業務に係る対価を支払う。

ただし、照明修繕の検査については、個々の修繕の完了の都度、段階確認を実施する。照明修繕の対価については、年度ごとに当該年度に実施した全照明修繕の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、関東地方整備局は上記（2）②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

<八王子国道出張所管内>

- ・国道16号線（管理延長42.5km）
自：東京都町田市鶴間地先
至：東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先
- ・国道16号線 八王子バイパス（管理延長10.4km）
自：神奈川県相模原市橋本地先
至：東京都八王子市左入町地先

<20号日野保全室管内>

- ・国道20号線（管理延長51.2km）
自：東京都世田谷区給田地先
至：相模原市緑区小淵地先
- ・国道20号線 八王子南バイパス（管理延長2.6km）
自：東京都八王子市館町地先
至：東京都八王子市南浅川町地先

※ 別紙1「事業対象位置図」参照

2 本施設の計画に関する事項

本事業の対象とする道路照明は、高圧ナトリウムランプ、メタルハライドランプ、水銀ランプ、無電極ランプ、蛍光ランプ他及びLEDランプで構成され、当該照明ランプを点灯するために必要な灯具、配線、安定器及び自動点滅器等を含むものとし、未LED道路照明については照明柱等の支持設備も含む。（別紙2「道路照明一覧表」参照）

また、本事業には、既設LED道路照明と更新前の未LED道路照明（高圧ナトリウムランプ他）の設備維持業務を含む。なお、未LED道路照明に対して、設備更新業務実施前に設備維持業務にて修繕を行う場合はLED化を行うものとし、当該修繕にてLED化した照明については、設備更新業務が完了したものとみなす。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

関東地方整備局が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した第二次審査資料並びに関東地方整備局と選定事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、関東地方整備局と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに関東地方整備局又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、関東地方整備局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、関東地方整備局は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、関東地方整備局は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により関東地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、関東地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 関東地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 関東地方整備局の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、関東地方整備局は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 関東地方整備局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、関東地方整備局及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、関東地方整備局が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、関東地方整備局は、事前に事

業者に通知することにより、事業契約を解除できる。

- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3 融資機関又は融資団と関東地方整備局との協議

関東地方整備局は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、関東地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、関東地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

関東地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、関東地方整備局及び事業者で協議することとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 使用言語

本事業に関して使用する言語は、日本語とする。

2 書類作成に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

名称：国土交通省 関東地方整備局 企画部 情報通信技術課

住所：〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 合同庁舎2号館

TEL：(048) 601-3151 内線3353

Mail：ktr-jyoutsuu-shinsa@mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

(2) 関連図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を来庁により閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に別添-1「既存資料閲覧申込及び誓約書」にて閲覧の申し込みを行い、また、記載の内容を遵守すること。

また、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

① 資料：道路照明台帳・調書

② 閲覧申し込み場所及び閲覧場所：

〒192-0045 東京都八王子市大和田町4-3-13

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課

TEL：(042) 643-2008

Mail：ktr-sobu-cloud@mlit.go.jp

③ 閲覧期間：紙資料の閲覧は、令和8年2月20日（金）から入札公告日の前日までの休日を除く毎日9時30分から17時00分まで。

④ 閲覧方法：別添-1をメールにて上記②に送付し、紙資料の閲覧は上記②から返送される、別添-2「既存資料閲覧通知書（紙資料）」に従い閲覧させる。

(3) 実施方針に関する質問・意見の受付

関東地方整備局は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和8年2月20日（金）から3月13日（金）12時まで

提出先：上記（1）の担当部局

作成方法：「実施方針等に関する質問書」（様式1）、「実施方針等に関する意見書」（様式2）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして上記（1）の担当部局に送信し、電話により着信を確認すること。

（4）実施方針に関する質問回答

上記（3）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、関東地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針の内容に関する電話での質問受付回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

（5）意見に対するヒアリング

上記（3）により受け付けた意見のうち、関東地方整備局が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングをする場合がある。

（6）実施方針の変更

関東地方整備局は、民間事業者からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、関東地方整備局ホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4 その他

（1）情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、関東地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/>)

（2）問い合わせ先

3（1）に同じ。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

別紙1 事業対象位置図



No.	管理番号	路線	距離 (km)	設備種別	設備区分	器具											更新好適期		備考		
						照明器具		外装		光筒		灯具		灯具		灯具1	灯具2	灯具2		変換アダプタ	
						型式1	型式2	型式1	型式2	型式1	型式2	型式1	型式2	型式1	型式2						
255	162008	15	20.18	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
256	162016	15	20.18	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
257	162022	15	20.20	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
258	162022	15	20.20	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
259	162034	15	20.24	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
260	162036	15	20.23	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
261	162037	15	20.23	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
262	162039	15	20.21	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
263	162037	15	20.27	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
264	162038	15	20.25	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
265	162037	15	20.21	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
266	162037	15	20.27	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
267	162039	15	20.23	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
268	162038	15	20.25	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
269	162040	15	20.24	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
270	162042	15	20.41	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
271	162046	15	20.29	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
272	162047	15	20.41	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
273	162046	15	20.29	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
274	162049	15	20.40	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
275	162052	15	20.42	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
276	162052	15	20.53	下	普通照明	12-23	HZ	200	KSN-2												
277	162056	15	20.55	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
278	162056	15	20.55	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
279	162057	15	20.62	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
280	162052	15	20.42	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
281	162058	15	20.69	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
282	162058	15	20.69	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSH-2												
283	162056	15	20.53	下	普通照明	12-21Y	HZ	200	KSH-2												
284	162055	15	20.53	下	普通照明	12-21Y	HZ	200	KSH-2												
285	162052	15	20.42	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
286	162050	15	20.63	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
287	162051	15	20.61	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
288	162051	15	20.61	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
289	162051	15	20.61	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
290	162057	15	20.62	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
291	162053	15	20.53	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
292	162053	15	20.53	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
293	162054	15	20.54	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
294	162054	15	20.54	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
295	162057	15	20.62	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
296	162059	15	21.11	下	その他	直径4.5-8	HZ	200	広範囲小型灯具												
297	162059	15	21.09	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
298	162059	15	21.09	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
299	162059	15	21.09	下	その他	直径4.5-8	HZ	200	広範囲小型灯具												
300	162056	15	21.09	下	その他	直径4.5-8	HZ	200	広範囲小型灯具												
301	162052	15	21.02	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
302	162052	15	21.02	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
303	162056	15	21.09	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
304	162056	15	21.09	下	普通照明	直径12cm	HZ	200	KSN-2												
305	162056	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
306	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
307	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
308	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
309	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
310	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
311	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
312	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
313	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
314	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
315	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
316	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
317	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
318	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
319	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
320	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
321	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
322	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
323	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
324	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
325	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
326	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
327	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
328	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
329	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
330	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
331	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
332	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
333	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
334	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
335	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
336	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
337	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
338	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
339	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
340	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
341	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
342	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
343	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
344	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200	KSN-2												
345	162052	15	21.11	下	普通照明	直径6cm	HZ	200													

No.	管理番号	路線	距離	設置場所	設置区分	照度			既設				更新対象数			備考	
						形式	外装	電圧	光源		器具1	器具2	器具1	器具2	交換アダプタ		
									器具1	器具2							
4327	20M756	20	67.56	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4328	20M761	20	67.61	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4329	20M766	20	67.66	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4330	20M773	20	67.73	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4331	20M777	20	67.77	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4332	20M787	20	67.87	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4333	20M793	20	67.93	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4334	20M800	20	68.00	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4335	20M813	20	68.13	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4336	20M827	20	68.27	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4337	20M828	20	68.28	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4338	20M832	20	68.32	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4339	20M835	20	68.35	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4340	20M838	20	68.38	上	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4341	20M850	20	68.50	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4342	20M863	20	68.63	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4343	20M878	20	68.78	上	車道照明	共架出懸1.2m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4344	20M883	20	68.83	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4345	20M890	20	68.90	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4346	20M896	20	68.96	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4347	20M895	20	68.95	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4348	20M898	20	68.98	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4349	20M933	20	69.33	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4350	20M937	20	69.37	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4351	20M939	20	69.39	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4352	20M944	20	69.44	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4353	20M950	20	69.50	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4354	20M955	20	69.55	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4355	20M958	20	69.58	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4356	20M960	20	69.60	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4357	20M966	20	69.66	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4358	20M973	20	69.73	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4359	20M979	20	69.79	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4360	20M991	20	69.91	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4361	20M997	20	69.97	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4362	20M1004	20	70.04	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4363	20M1017	20	70.17	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4364	20M1019	20	70.19	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4365	20M1021	20	70.21	上	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4366	20M1024	20	70.24	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4367	20M1026	20	70.26	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4368	20M1027	20	70.27	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4369	20M1028	20	70.28	下	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4370	20M1029	20	70.29	下	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4371	20M1031	20	70.31	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4372	20M1033	20	70.33	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4373	20M1035	20	70.35	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4374	20M1037	20	70.37	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4375	20M1038	20	70.38	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4376	20M1039	20	70.39	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4377	20M1041	20	70.41	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4378	20M1041	20	70.41	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4379	20M1044	20	70.44	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							開野入道
4380	20M1047	20	70.47	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4381	20M1054	20	70.54	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4382	20M1058	20	70.58	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							開野入道
4383	20M1059	20	70.59	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4384	20M1072	20	70.72	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4385	20M1088	20	70.88	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4386	20M1084	20	70.84	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4387	20M1089	20	70.89	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4388	20M1091-7	20	70.91	下	歩道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							小淵歩道橋
4389	20M1091-11	20	70.91	上	歩道照明	直線5m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							小淵歩道橋
4390	20M1096	20	70.96	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4391	20M1100	20	71.00	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4392	20M1105	20	71.05	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4393	20M1110	20	71.10	上	車道照明	テ-1	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4394	20M1114	20	71.14	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4395	20M1118	20	71.18	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4396	20M1122	20	71.22	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4397	20M1127	20	71.27	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4398	20M1129	20	71.29	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4399	20M1137	20	71.37	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4400	20M1134	20	71.34	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4401	20M1145	20	71.45	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4402	20M1150	20	71.50	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4403	20M1154	20	71.54	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4404	20M1159	20	71.59	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4405	20M1162	20	71.62	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4406	20M1176	20	71.76	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4407	20M1178	20	71.78	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4408	20M1182	20	71.82	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4409	20M1197	20	71.97	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED	(灯具一体型)							
4410	20M1200	20	72.00	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4411	20M1210	20	72.10	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4412	20M1216	20	72.16	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4413	20M1221	20	72.21	上	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4414	20M1226	20	72.26	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED	(灯具一体型)							
4415	20M98L1	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4416	20M98L10	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4417	20M98L11	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4418	20M98L12	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4419	20M98L13	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4420	20M98L14	20BP		下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	KSH-2							渡川トンネル	
4421	20M98L15	20BP		下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	KSH-2							渡川トンネル	
4422	20M98L2	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4423	20M98L3	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4424	20M98L4	20BP		下	車道照明			200	トンネル型灯具							渡川トンネル	
4425	20M98L5	20BP		下	車道照明			200									

No.	管理番号	路線	距離標 (km)	設置場所	設置区分	既設										更新対象数			備考
						照明ホル		電圧 (V)	光源		灯具		灯具1	灯具2	灯具1	灯具2	交換アダプタ		
						形式	外装		型式1	型式2	灯具1	灯具2							
5589	208P074	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5590	208P075	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5591	208P076	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5592	208P077	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5593	208P078	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5594	208P079	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5595	208P080	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			NHT360			KAE350BS			透田トンネル		
5596	208P081	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5597	208P082	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5598	208P083	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5599	208P084	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5600	208P085	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5601	208P086	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5602	208P087	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5603	208P088	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5604	208P089	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5605	208P090	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5606	208P091	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			NHT360			KAE350BS			透田トンネル		
5607	208P092	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5608	208P093	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5609	208P094	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5610	208P095	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5611	208P096	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5612	208P097	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5613	208P098	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5614	208P099	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5615	208P100	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5616	208P101	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS			透田トンネル		
5617	208P102	20BP		上	車道照明		200	KSH-2			NHT110			KCE070-2			透田トンネル		

別紙 3 - 1 発注者支援業務等の業務実績に定める業務内容

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆ 積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
	◆ 技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆ 工事監督支援業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立会、監督職員の補助を行う業務 ○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆ 品質検査業務(過去の業務)	○材料確認・段階確認等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆ 工事管理業務(過去の業務)	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成を行う業務
公物管理業務	◆ 道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆ 道路許認可審査業務	○道路の各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現場立会。特殊車両申請の審査のいずれかの補助業務
	◆ 適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、特殊車両申請の指導取締のいずれかの補助業務
CM 業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザー業務
土木設計業務	◆ 概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討、電気通信設備概略設計 等
	◆ 予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計、電気通信設備予備設計 等
	◆ 詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計、電気通信設備詳細設計 等

別紙 3 - 2 発注者支援業務等の業務実績に定める業務内容

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務	◆ 調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査 等
	◆ 計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、事業計画等
管理施設調査・運用・点検業務	◆ 管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆ 管理施設運用業務	○道路管理施設の操作要領、運用計画の作成 等
	◆ 管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検、電気通信設備点検、附属物(標識, 照明施設等)点検 等

別紙4 リスク分担表

<「負担者」の凡例>

○ :リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄:原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		3	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡より前及び完成・引渡し以降の特定の時期)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路照明設備に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任。	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は国が所有する道路附属物の建設、維持管理・運営に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	不可抗力リスク	13	設備更新業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、設備更新業務等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、設備更新業務期間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	設備維持業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の設備維持業務費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	住民運動に関するリスク	20	「国」の提示条件に対して本事業の実施に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用のうち合理的な範囲内	○		
		21	上記以外で、本事業の実施に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	
		22	設備更新業務の施工及び設備維持業務等に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	
	臨機の措置に関するリスク	23	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)のうち、各業務費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分	○		
		24	その他災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)		○	
	設備更新業務	国の貸与資料に関するリスク	25	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○	
調査に関するリスク		26	国による道路照明設備に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○		
		27	事業者による道路照明設備に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○	
設計変更に関するリスク		28	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		
		29	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	
設計図書の瑕疵リスク		30	国が実施した設計の瑕疵による増加費用又は損害	○		
環境対策リスク		31	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
		32	本事業の実施に関して、国の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○		
		33	本事業の実施に関して、国の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
設備更新業務・引渡し	引渡し遅延リスク	34	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の設備維持業務相当分の対価については支払わない。
		35	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は国に損害遅延金を支払う。対象施設の整備を行う上で避けることのできない事由がある場合は協議によるものとする。
	工事中止・中断リスク	36	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○		
		37	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	
	第三者への損害リスク	38	国の帰責事由により、設備更新業務の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
		39	その他国の帰責事由以外で、設備更新業務の施工について第三者に及ぼした損害		○	設備更新業務を行う上で通常避けることのできない事由がある場合は協議によるものとする。
	部分使用による損害リスク	40	引渡し日前の国の施設の利用による増加費用又は損害	○		
	契約不適合リスク	41	契約不適合にかかる修補及び履行の追完並びにこれに要する費用（又は、当該契約不適合が重要なものでなく、かつその修補に過分の費用を要する場合の修補に代わる損害賠償）		○	事業契約に定める契約不適合責任期間は、施設の引渡し後2年とする。なお、設備機器本体等の契約不適合期間については、事業者が提案する年数（ただし施設の引渡し後最低1年以上）とする。また、当該契約不適合が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合については、民法の定めるところによる。
	物価上昇リスク	42	設備更新業務期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による設備更新業務費の増加	○	△	ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、設備更新業務費の変更について国と協議できる。
	事業用地の維持保全リスク	43	設備更新業務期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
設備維持業務	道路照明台帳の更新・管理に関するリスク	44	設備更新業務、設備維持業務の着手前の道路照明台帳の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
		45	設備更新業務の更新後、設備維持業務の道路附属物点検、照明維持、道路照明台帳更新・管理及び照明修繕を行っ		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
設備維持業務	第三者への損害リスク		た後の道路照明台帳の更新の未実施、不備、誤り等に起因する増加費			
		46	国の帰責事由により、設備維持業務の実施について第三者に及ぼした損害	○		
		47	国の帰責事由以外により、設備維持業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	設備維持業務を行う上で通常避けることのできない事由がある場合は協議によるものとする。
	施設の損傷リスク	48	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		
		49	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	
		50	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。
	占有物件への損害リスク	51	事業者の帰責事由により、管理業務の実施について道路照明に関連する占有物件に与えた損害		○	
	設備維持業務の開始遅延・中止・中断リスク	52	国の帰責事由による設備維持業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による設備維持業務費の減額		○	
		53	国の帰責事由による設備維持業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断により事業者が生じた増加費用	○	△	増加費用について、当該年度の設備維持業務費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。
		54	事業者の帰責事由による設備維持業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による設備維持業務費の減額		○	
物価上昇リスク	55	事業期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による設備維持業務費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。	
契約終了・解除	原状回復リスク	56	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する設備その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、事業場所		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
			を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用			
	移行期間保全リスク	57	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	58	国の帰責事由による契約解除	○		
		59	事業者の帰責事由に契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		60	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は協議により増加費用又は損害をそれぞれ負担する。
		61	法令変更に起因する契約解除	○	○	

Summary

1. Administrators of public facilities:

Masamichi Hashimoto, Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2. Classification of the service to be produced:

41,42

3. Subject matter of the contract

PFI-based design, construction and maintenance of the Development of Road Lighting Facilities under the Jurisdiction of the Sobu National Highway Office (O+BTO-scheme)

4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

September 2026 (Details to be announced.)

5. Contact point for the project:

Information and Communications Technology Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2-1, Shintoshin, Chuoku, Saitama330-9724, Japan

TEL 048-601-3151

様式1 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針等への質問書

「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針等に関する事項							
(記載例)	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	
(記載例)	実施方針	10	第2	4	(2)	審査の内容	
(記載例)	要求水準書(案)	7	第2	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式2 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等への意見書

「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針等に関する事項							
(記載例)	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	
(記載例)	実施方針	10	第2	4	(2)	審査の内容	
(記載例)	要求水準書(案)	7	第2	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

別添－１ 既存資料閲覧申込及び誓約書

※朱書きは閲覧希望者への注記のため、申込前に削除して下さい。

既存資料閲覧申込及び誓約書

関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記事業の既存資料の閲覧を希望します。

なお、閲覧にあたり説明事項を理解し、誓約事項について遵守します。

事業名	相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業
閲覧を希望する資料	道路照明台帳・調書
閲覧希望日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
閲覧希望時間	〇〇時から〇〇時
会社名・ 代表者等氏名	〇〇〇〇コンサルタント(株) 代表者 〇〇 〇〇 ※説明事項参照
担当者名	〇〇部〇〇課 氏名〇〇 〇〇
担当者連絡先	TEL : 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 メールアドレス : 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

<誓約事項>

に✓または塗り潰して下さい。

<input type="checkbox"/>	閲覧申し込みにあたって、別添－１（説明事項）を理解した上で、記載の通り取り扱います。
--------------------------	--

申し込み先：相武国道事務所 管理第二課

TEL : (042) 643-2008

メール : ktr-sobu-cloud@mlit.go.jp

別添－１ 既存資料閲覧申込及び誓約書（説明事項）

<閲覧申込にあたっての説明事項>

（１）共通事項

- ①. 前項に記載の申し込み先へ、電子メールにより申し込んでください。また、閲覧希望の場合は本様式を印刷し、閲覧当日に持参してください。
- ②. 会社名は参加表明者名と合わせてください。委任による場合は被委任者名で構いません。
- ③. 本説明事項をご理解の上、同意する場合、下欄の誓約事項の口に✓または塗り潰して下さい。誓約できない場合、閲覧は出来ません。
- ④. 本既存資料の内容に関する質問等については受け付けないものとします。なお、閲覧資料の作成者への問い合わせは行ってはならないものとします。
- ⑤. 担当者連絡先への問い合わせを行う場合、会話は閲覧申請手続きに関する内容に限るものとします。

（２）紙方式の閲覧の場合

- ①. 閲覧希望者の数により日時を調整させて頂く場合があります。なお、申込み当日の閲覧については対応出来ない場合があります。
- ②. 閲覧資料の外部への持ち出し及び事務所でのコピーは出来ないものとします。写真撮影又はスキャンは可としますが本説明事項に基づく管理を行って頂きます。
- ③. 閲覧又は作業時間は２時間以内とします。（閲覧の希望者の数によっては、閲覧回数を制限する場合があります。）

別添－２ 既存資料閲覧通知書（紙資料）

既存資料閲覧通知書（紙資料）

閲覧申込者

〇〇〇（株）〇〇課 〇〇 様

令和 年 月 日

関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課

貴社より申し込みのあった既存資料の閲覧日時について以下のとおり通知します。

事業名	相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業
閲覧日	令和 年 月 日
閲覧時間	時から 時

注 1：閲覧当日は既存資料閲覧申込書の本紙を持参の上、下記閲覧窓口までお越し下さい。

注 2：既存資料の外部への持ち出し及び事務所でのコピーは出来ないものとします。写真撮影及びスキャンは可としますが誓約書に基づく管理を行って頂きます。

注 3：閲覧又は作業時間は 2 時間以内とします。（閲覧の希望者の数によっては、閲覧回数を制限する場合があります。）

注 4：本既存資料の閲覧で得られた情報については、本事業の質問・意見や提案書資料作成以外の目的に使用出来ないものとし、本資料の必要がなくなった時点で確実に廃棄（消去）することとします。また、第三者への情報の提供をしてはならないものとします。

閲覧窓口：相武国道事相武国道事務所 管理第二課

T E L：(042) 643-2008